

審議会会議録

審議会等の名称	第3回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成29年2月21日(火曜日) 午後6時00分から午後9時06分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	第三次行政改革大綱(案)及び年度別実績(案)について
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 高梨文彦会長、松野守男副会長、 磯谷好子委員、倉田智之委員、寺師甲子郎委員、 豊田隆夫委員、林孝美委員、平墳広明委員、 福野佐代子委員、吉田愛子委員 欠席委員 なし
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	3人
審議の概要	<p>開会</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員2名が遅刻することを報告した。 ・委員総数10名に対し過半数を超える8名の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第6条第2項に基づき会議が成立していることを宣言した。 <p>【高梨会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 ・瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条により、傍聴希望者に会議の傍聴を許可することを各委員に確認し、了承を得た。(傍聴希望者3名入室) <p>「第二次年度別実績、第三次年度別実績(案)の訂正箇所について」</p> <p>【高梨会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局に説明を求めた。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料「第二次行政改革大綱 年度別実績の訂正箇所」及び「第三次行政改革大綱 年度別実績(案)の訂正箇所」について、説明を行った。 <p>【D委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアルを平成26年度に行ったとのことだが、平成26年度のい

つ行ったのか。

【事務局】

- ・ 正確には平成27年2月に行った。ウェブ解析ツールの導入は、平成27年4月からであるので、平成26年度の数値に変更はない。

【D委員】

- ・ より親切に注記を記載するのであれば、平成27年2月にリニューアルして4月からウェブ解析ツールによるカウントを開始したとしていただきたい。
- ・ アクセス件数の計画目標値は従前のカウント方法によるものと思われるので、平成27年度だけ数値を変更すると、計画と実績の整合性が取れない。よって、従前の方法による実績値はこのまま残して、総件数を併記するほうが正しいと思う。

【高梨会長】

- ・ そのように記載願う。

議題「第三次行政改革大綱（案）及び年度別実績（案）について」

【高梨会長】

- ・ 第三次大綱案の項目番号順に議論を進めていきたい。
- ・ 第二次大綱から削除されている12項目については、該当する項目の議論の都度、削除でよいか、復活させたほうがよいかを議論したい。
- ・ 第二次大綱の「環境にやさしいまちづくり」の項目は全削除されているが、まずその理由について事務局より説明を願う。

【事務局】

- ・ 温室効果ガスの削減という項目は、行政改革には該当しないと判断したためである。

【高梨会長】

- ・ 行政改革の領域ではないと判断されたと。

【E委員】

- ・ 環境にやさしいまちづくりということ言えば、私の自治会内ではごみの焼却の問題があるが、この問題は行政改革としてどのように捉えたらよいか。

【J委員】

- ・ 環境問題となると、もっと大きな枠で議論することになると思うので、行政改革とは観点が違うと思う。

【高梨会長】

- ・ 「環境にやさしいまちづくり」の項目の削除は妥当であると考えているが、よろしいか。

【D委員】

- ・ 第二次の計画目標が平成31年度までとあるが、削除するとなると行政改革から別の所管となるのか。前任の委員が認めたものを無視するようなことはよろしくないのではないか。

【高梨会長】

- ・ 温室効果ガスの削減については、他の計画に含まれているのか。

【事務局】

- ・ 第二次大綱を策定するときには、地球温暖化というものが大きなテーマで、地球温暖化実行計画を策定する必要があった。経費を削減してこの計画を推進するというこで大綱の項目として挙げていた。この計画は、ホームページ等で公表している。

【高梨会長】

・この計画の進捗については、ホームページ等で報告されているのか。

【事務局】

・担当課で毎年公表している。

【高梨会長】

・計画の進捗の公表が確保されているということなので、第三次においてはこの項目を削除しても問題ないということで進めたい。
・第三次大綱案の【1】の項目(1)、財政の健全化を議題とする。①から③の項目が挙げられているが、事務局より補足説明を願う。

【事務局】

・補足説明を行った。

【高梨会長】

・大綱案と年度別実績案を並行して議論したいと思う。
・①財政の健全化についてご質問、ご意見は。

【E委員】

・大綱案の4ページ、「厳格な優先順位付けの下で予算編成を行う」とあるが、基準はあるのか。

【事務局】

・大きな事業は、総合計画、同実施計画に入っているが、実際どのように進めるかということについては、事業ごとにシートを作成して公表し計画的に進めている。公共施設管理計画についても市民がしっかりわかるようにして進める。財政の見える化についても進めていきたいと思う。

【E委員】

・今の説明では、厳格な優先順位を誰がどのように付けるのかということがわからないが。

【事務局】

・最終的には、総合計画の実施計画だと思っている。

【E委員】

・市民にもわかるような、厳格な優先順位付けのガイドラインのようなものを出していただければ。

【C委員】

・「厳格な」という表現に引っかかるところがあるかもしれないが、予算編成権は市長の一番大事な権限である。大事なことは、市民や議会への説明責任をしっかりと果たすということ。

【B委員】

・年度別実績案の2ページだが、財政指標の結果報告だけでは何ら意味がないと思うが。

【事務局】

・第2次総合計画には、財政力指数、実質公債費比率、標準財政規模に占める財政調整基金残高割合の3つについては目標値を示しているのので、これらについては盛り込むことは可能と思われる。

【B委員】

・目標値が記載されるという解釈でよいか。

【事務局】

- ・総合計画とは計画年数にずれがあるので、近似の数値を入れたいと思う。

【C委員】

- ・財政指標は景気の状態に大きく影響される数値だと思われるので、目標を立てることによってどれだけの意味があるのか。

【B委員】

- ・財政の健全化を図るのに、目標が全く無しでは、成り行きだというふうには解釈できてしまう。

【C委員】

- ・景気に影響されづらい指標については目標値を出せるのではないかと思うが、全てについて具体的な目標値を出すのは難しいと思う。

【B委員】

- ・せめて経常収支比率ぐらいは、目標がほしい。

【事務局】

- ・確かに財政指標は目標を立てづらいものではあるが、一番基本の指標となる標準財政規模や財政力指数、経常収支比率が示せれば財政状況を理解していただけると思う。

【J委員】

- ・その時々の方長の考えに左右されるもので、大綱の中でそこまで縛るのはどうかと思う。

【E委員】

- ・配付された「行政改革推進プランについて（答申）」には、実質公債費比率以外の指標についても目標の設定を考慮すべきという意見があったとある。10年先のことはわからなくても3年ほど先の目標設定はあってしかるべき。計画通りにはなかなか行かないが、その計画に対してどうだったかということは必要だと思う。

【D委員】

- ・誰でも一度は聞いたことがあるような財政指標については目標値があってもよいのではないか。第2次総合計画にある3つの指標については、目標値として記載があれば市政運営を評価する指標にもなる。

【高梨会長】

- ・第2次総合計画に記載のある指標については、目標値として記載していただくということをお願いする。
- ・次に②統一的な基準による地方公会計の整備と活用についてご質問、ご意見は。

【D委員】

- ・地方公会計の整備という記載があるだけで、実際どのような書類が作成され、最終的にどのようにメリハリのある予算編成につながるのかよくわからない。

【B委員】

- ・連結4表が、統一的な公会計ということか。

【事務局】

- ・国が示す基準にできるだけ近い状況で早く実施したいという認識でこのような項目が挙げられている。

【E委員】

- ・公営企業会計に切り替えれば、一般会計からの繰入れはなくなるのか。

【事務局】

- ・繰入れがなくなるのが目標であるが、現実的には一般会計から補てんしながら運営している状況である。複式簿記になれば減価償却費の内部留保が出てくるので、これをどう貯めながら運営していくかということになる。

【E委員】

- ・既存の下水道の基金はあるのか。

【事務局】

- ・ありません。

【E委員】

- ・公営企業会計にして独立採算になると、受益者負担額が高くなる可能性があるということか。

【事務局】

- ・使用料以外に収入がなければ、そういうことになると思う。

【E委員】

- ・試算表のようなものはあるのか。

【事務局】

- ・複式簿記になればできると思う。

【E委員】

- ・その段階で作成するということか。

【事務局】

- ・作成できると考える。使用料をどうするかという判断材料になると思う。

【E委員】

- ・受益者負担をどうするかということは、行政改革の非常に重要なテーマである。

【事務局】

- ・上水道、下水道をどのように運営していくかを判断するには、同じ公営企業会計で処理する必要がある。それぞれの議論は、それぞれの審議会等でお世話になる。

【J委員】

- ・単式簿記から複式簿記にすることで、表記の仕方は変わるが中身が変わるわけではない。表記の仕方を変えることで経営状態を見やすくするためだと思うが、一般の市民にはかえってわかりづらくなるのではないかと思う。

【高梨会長】

- ・②と③を合わせて議論したが、これらについてはこのまま記載することとする。
- ・次に、項目（2）、経費の節減・収入確保等を議題とする。①から③の項目が挙がっているが、事務局より補足説明を願う。

【事務局】

- ・補足説明を行った。

【高梨会長】

- ・①受益者負担の適正化についてご質問、ご意見は。

【B委員】

- ・ 第二次大綱には新たな収入の確保の項目があったが、削除されている。第三次にも入れる必要があるのではないかと思う。

【高梨会長】

- ・ 削除理由について説明願う。

【事務局】

- ・ 第2次総合計画に「歳入の確保」としてふるさと納税の推進の記載があるので、項目として挙げる必要があるかもしれないが、ふるさと納税はマイナス要素もあるため考える必要があると思う。

【B委員】

- ・ 支出を抑えると同時に収入をいかに増やすかということを考えなければいけないので、削除してはいけないと思う。

【事務局】

- ・ 第二次大綱を策定した頃は、ネーミングライツ等新たな収入を確保する発想が出だした時期であった。少しでもいろいろな財源を確保したいという気持ちに変わりはない。

【J委員】

- ・ この項目を削除することによって、瑞穂市は企業誘致をやらないというように捉えられてしまわないかという心配があるが。

【B委員】

- ・ 目標として当然掲載する必要があると思う。

【E委員】

- ・ ふるさと納税は十分目標設定できる項目だと思うのでやるべきだと思う。企業誘致にしても中規模でもよいので目標設定してほしい。

【高梨会長】

- ・ 新たな収入の確保の項目を復活させることは難しいことなのか。

【事務局】

- ・ 今あるものを継続して掲載することは問題ないと思う。

【E委員】

- ・ ふるさと納税はまだまだやれると思う。

【事務局】

- ・ いろいろ工夫してやっているが、返礼品を何か考えなければならない。
- ・ 企業誘致については、第2次総合計画に「企業誘致の促進」として企業立地奨励措置等を挙げている。

【B委員】

- ・ 具体的に目標を持ってやらないと、何も考えないで終わってしまう。

【J委員】

- ・ 瑞穂市のふるさと納税は8千万円の収入があったというが、他の自治体へ流出した税金はどれくらいなのか。

【事務局】

- ・ 今年の7月頃にならないとわからない。昨年は約3千万円で実質赤字であった。

【J委員】

- ・ふるさと納税は税金の取り合いで、日本国内のトータル額は変わらない。変わらないどころか返礼品等の経費がかかっている。地域活性化という意味では効果はある。

【C委員】

- ・ふるさと納税という仕組みがある中で、何もしないわけにはいかないので、取り組まざるをえないと思う。この制度を活用して収入を確保するために現実的な目標を立てて項目化することは、新たな収入の確保に取り組んでいるという姿勢の表明にもなると思う。

【D委員】

- ・第2次総合計画に記載がある以上、第三次大綱にも目標を立てる必要があるのではないかと考える。

【高梨会長】

- ・この委員会としては、④として「新たな収入の確保」という項目を挙げていただきたいということで、事務局で検討願う。
- ・①受益者負担の適正化についてご質問、ご意見は。

【E委員】

- ・受益者負担の適正化とは、何をもって適正化というのか。

【事務局】

- ・使用料等については、消費税率が5%から8%に上がった時期に見直しを行わなかったが、現在この見直しを進めている。予定としては、皆様のご意見をいただいた後に、9月議会において議題にしたいと思っている。

【E委員】

- ・どの程度収入が増えるのか。

【事務局】

- ・一概にどれだけ増えるかということは、なかなか難しい。使いやすい利用形態をということで見直しをしている。

【E委員】

- ・受益者負担というものは原則的には必要だと思っている。

【B委員】

- ・第二次の実績を見ると、多くの施設で利用者数が減っているが、その原因はつかんでいるのか。つかんでいなければ今後どうするのかということが出てこない。
- ・第三次の年度別実績案には目標値がないが、目標がないとこのまま減り続けてしまうのではないかと思う。

【D委員】

- ・施設の利用予約をしようとしたとき、先に予約が入っていれば利用できないのは当然だが、予約していること自体を受益者負担として収入を確保することが必要ではないか。

【事務局】

- ・公共施設については、単に使用料の問題だけでなく、更に大きな課題として同じような施設の統合や廃止を含めて考えていく必要がある。
- ・利用予約については、申し込み順が基本であるが、できるだけ公平、平等に利用できるよう調整している。

【B委員】

- ・重複している施設だからただ単に廃止するというだけでなく、必要であれば新しいものを造るということも考えてもらいたい。

【高梨会長】

- ・そのことは【4】公共施設の適正な管理の推進の①公共施設等の最適化と適正な管理に関わってくる。

【D委員】

- ・使用料が減免される団体があるが、受益者負担という観点からすると疑問に思う団体もある。定期的に継続して使用料収入のある団体を確保することも大事なことかと思う。

【事務局】

- ・教育委員会の管理する施設は、利用者団体の登録制度があり優先的に利用することができる。

【D委員】

- ・教育委員会の登録制度がある施設とそうでない施設に分けて記載していただけるとわかりやすい。

【A委員】

- ・老人会が施設を利用する際は全額減免になっており、利用者としては大変助かっている。

【事務局】

- ・自治会をはじめ、補助金交付団体のほとんどは減免団体である。

【B委員】

- ・補助金交付団体は、補助金を交付され、更に減免もされている。

【事務局】

- ・皆さんの想像以上に減免団体は多い。利用料や補助金を見直そうと思うと抵抗がある。

【J委員】

- ・減免は、地域の子どもたちを育てるとか元気なお年寄りを増やすという意味で行われているが、精査しないといけない部分もある。

【C委員】

- ・実績案の利用状況の表について、数値目標が全くないという意見があったが、何を一番の価値と考えるのか。利用人数であれば、どれだけ伸ばすかという目標になるし、負担の適正化ということ言えば、維持管理費と使用料収入の関係改善が目標になるのかもしれない。

【D委員】

- ・収入の確保に重点を置くべきだと思う。減免はあってしかるべきだが、減免利用できる回数を制限して収入を確保するという目標があってもよい。

【高梨会長】

- ・使用料収入の具体的な数値目標を立てることは実務上可能か。

【事務局】

- ・難しいと思う。
- ・団体での活動が減少しているので、受益者負担をどうするかということだけではなく、施設が今後どうあるべきかということ全体を体系的に考え直す変革期に来ているという気がする。

【B委員】

・ 市民センター利用人数は、平成 22 年度から 27 年度で半減している。

【D 委員】

・ 利用人数をどのようにカウントしているのかわからない。

【事務局】

・ 利用者の申告ではあるが、実績報告書に基づいている。

【E 委員】

・ 減免とそうでない人数はカウントできるか。

【事務局】

・ 分けていない。

【E 委員】

・ 減免の書類があるのだから、分けようと思えば可能では。そこまで事務作業する必要があるかどうかだが。

【事務局】

・ できないことはないと思うが、そこまでシステムができていない。

【D 委員】

・ 減免利用が何件で、一般利用は何件でその収入がこれだけという記載にしないと適正に判断できない。目標を立てるには、現状を提示していただかないと議論できない。

【B 委員】

・ 減免の件数を把握できていないのであれば、平成 29 年度からでも把握できるシステムが必要では。

【D 委員】

・ 消費税率が 8 % に上がったから使用料を上げるというのは自然の流れではあるが、減免団体とそうでない方がそれぞれどれくらい利用しているのかということのほうが大事ではないかと思う。

【高梨会長】

・ 今後、年度ごとに減免とそうでない利用件数をそれぞれ把握するという事について事務局はどう考えるか。

【J 委員】

・ 私は、それを把握する意味がどこにあるのかと思う。もともと住民サービスのために造った施設で、その経費をどれだけ使用料で賄うかだけの話で、その単価を決める基準はないのではないか。

【C 委員】

・ 減免が多いために赤字幅が大きくなっているとすると、減免での利用状況は重要な情報になるのではないか。減免の対象を絞るということも適正化の一つだと思う。

【E 委員】

・ 減免の情報は、減免申請書から簡単に把握できるのでは。

【事務局】

・ 過去の状況を把握することは非常に難しいし、今後についても一度確認しなくてはいけない。

・ 公共施設なので、どこの自治体も無料に近い状況だと思う。

【D 委員】

- ・収入の確保という観点で議論するのが、この委員会の在り方ではないのか。

【事務局】

- ・具体的な状況になったときには、またこの委員会で意見をいただいて、最終的には議会での議論になると思う。

【B 委員】

- ・減免の把握はそんなに手間のかかることではないはず。

【高梨会長】

- ・使用料や手数料を改定して引き上げるということもあるだろうが、本来なら収入があったはずの減免の状況を、今後は把握してまとめていただくように努めていただきたい。利用状況の表については、何か別の指標が出せるかどうか検討願う。
- ・②未収債権の徴収体制についてご質問、ご意見は。

【B 委員】

- ・目的欄の「児童手当から天引きできる債権については、促進を図る」とは、天引きできるものについては天引きするという解釈でよいか。

【高梨会長】

- ・具体的には給食費等かと思うが、大綱の中にあえて具体的に記載する理由は。

【事務局】

- ・見直したい。

【事務局】

- ・以前は児童手当からの天引きはできなかったが、制度が変わって数年前からできるようになった。

【E 委員】

- ・「促進を図る」という言葉が引っかかる。

【事務局】

- ・賦課したものは、しっかり納めていただくことは大事なこと。

【J 委員】

- ・弱い物いじめのように捉えられてしまう。

【高梨会長】

- ・見直していただきたい。
- ・③保有地の処分・有効利用についてご質問、ご意見は。

【B 委員】

- ・第二次大綱の6ページに、保有している普通財産は42,609㎡とあるが、現在はどうなっているのか、次回でよいので示してほしい。

【事務局】

- ・現在は、必要な土地しか買わない。普通財産は、売り払っていくので減っている。

【E 委員】

- ・山林があるのか。

【事務局】

- ・根尾に所有している。

【E委員】

- ・なぜか。

【事務局】

- ・水害予防のために植林して整備する目的で。

【高梨会長】

- ・有効利用とは具体的にどういうことか。

【事務局】

- ・普通財産として所有している土地を、行政財産として施設等の土地として利用すること。そういう土地は余りない。

【C委員】

- ・実績案の表には、有効利用も併記されているので、行政財産に転換した場合は、その記載も必要になると思う。

【事務局】

- ・有効利用も含めた表を作る。

【高梨会長】

- ・項目（3）、第三セクターの健全な経営を議題とする。①②の項目が挙がっているが、事務局より補足説明を願う。

【事務局】

- ・補足説明を行った。

【高梨会長】

- ・①（一財）瑞穂市ふれあい公共公社の健全な経営についてご質問、ご意見は。

【E委員】

- ・目的欄にある「機動的」とはどういうことか。

【事務局】

- ・機動的とは、できる限り早く、皆さんが利用しやすいようにということで使った言葉である。

【E委員】

- ・もう少しわかりやすい言葉で具体的に書いていただきたい。

【B委員】

- ・「公社の役職員及び給与の見直し、組織機構のスリム化」とあるが、現在、公社の役職員数、給与体系はどうなっているのか。

【事務局】

- ・正職員は4人で、後はすべてパートである。目的欄に記載することではないのかもしれない。

【B委員】

- ・既に効率化できているのなら、この記載はおかしい。

【事務局】

- ・見直したい。

【E委員】

- ・給与の見直しということは、上げるということではないだろうから、そこにメス入れるのはどうかと思うが。

【B委員】

- ・パートが多いということは、そこまで切り込むということか。

【事務局】

- ・駅前の駐輪場は、今後機械も導入して職員を減らす予定である。以前は高齢者の雇用というものを考えていたが、そこから重心を変え、働き方を見直して人数を減らすことが既に始まっている。その状況はこの委員会で説明させていただいてご意見をいただくことになると思う。

【D委員】

- ・議論に必要な情報を出していただいて、その確認ができれば、①の項目はむしろ挙げなくてもよいのではないかと思う。

【高梨会長】

- ・次に②瑞穂市土地開発公社の存廃についてご質問、ご意見は。

【E委員】

- ・現在、支出は一切ないのか。

【事務局】

- ・年に一度の会議の際の費用弁償が発生しているだけである。存続しているのは、今後どうなるかわからないが、土地区画整理事業や企業誘致等のためである。多くの自治体は廃止しているため、「存廃」という言葉を使っている。

【B委員】

- ・必要かどうかは誰が決めるのか。

【事務局】

- ・最終的には、議会での議論になる。

【高梨会長】

- ・そこも視野に入れての項目立てということで理解したいと思う。
- ・本日の議論はここまでとする。
- ・次回会議を平成29年3月23日（木）18時30分より開催することとした。

閉会

事務局
(担当課)

瑞穂市 企画部 企画財政課

TEL : 058-327-4128

FAX : 058-327-4103

e-mail : kikaku@city.mizuho.lg.jp